

見積書提出留意事項（複数単価）

見積書を提出する際には、下記の項目について遵守して頂きますようお願いいたします。

○見積書の様式

日本年金機構ホームページに掲載される見積書の様式を使用してください。

※掲載場所：日本年金機構ホームページ＞調達情報＞全国の調達情報＞見積依頼のお知らせ
＞関東・甲信越地域＞工事2件役務2件印刷4件購入1件【令和8年2月24日締切分】

記入欄は全て記入し、記入漏れがないようにしてください。

自社の様式を使用した場合は有効な見積書となりませんのでご注意ください。

（こちらから再提出依頼の連絡をおこないます。）

○見積額

予定数量に対する1単位当たりの単価を記載してください。

（単価は税抜きとし、計算した結果、1円未満の端数は切り捨ててください。）

○見積書の宛先

「日本年金機構 理事長代理人 会計・資産管理部長」宛にしてください。（見積公告別紙宛先参照）

○見積書の提出方法

ファクシミリによる提出とします。

なお、郵送、信書便、電報、電話その他による提出は認めません。

・見積書をご提出いただく際に、見積書等に必要記入事項が記入されていることを確認の上、ファクシミリ番号03-6892-0771あてに、送信願います。

※番号誤りが多くなっております。「0（ゼロ）」発信のファクシミリ機でお送りいただく場合は、

0（ゼロ）を押してからファクシミリ番号を押していただくようお願いします。

（「0（ゼロ）」を押し忘れますと、別の番号に送信される恐れがあります。）

○参加資格

見積書の提出の際に下記1～3の書類を提出してください。

1 産業廃棄物収集運搬業許可証の写し

2 産業廃棄物処分業許可証の写し

3 誓約書（仕様書別紙1）

○注意事項

・天災地変等やむをえない理由による場合を除き、決定後の辞退は認められません。

決定後に辞退した場合、同じ決定日の調達案件について、すべて辞退申し出たこととみなします。

また、原則として後日、当機構から競争参加資格停止等の処分が行われます。

・辞退が原因で当機構に損害が発生した場合は、損害賠償を請求することがあります。

○見積書提出期限 令和8年2月24日（火）午前11時まで（必着）

見積書の提出期限時点で未着の場合、その責任は見積者に属するものとし、期限内の提出がなかったものとみなします。

○決定日 令和8年2月26日（木）午後

結果は、選定した事業者に対してのみ、原則ファクシミリにて連絡します。

また、日本年金機構ホームページ及び本部掲示板にて結果を掲示しますのでご確認ください。

○見積書及び積算内訳書の郵送（契約事業者のみ）

契約事業者は、契約締結から1週間以内に見積書と積算内訳書の原本を調達管理部契約グループに郵送してください。

積算内訳書は、任意の様式により見積金額の内訳が分かるものとしてください。

（納品物ごとの金額や諸経費の金額等がわかるもの）

○照会先

見積書提出に関すること：調達管理部契約グループ 榎本・田村（TEL：03-6892-0722）

仕様書の内容に関すること：仕様書に記載の所管部署

廃棄物処理業務（産業廃棄物）
（相模原年金事務所相模原中央分室）【南関東】
仕様書

日本年金機構本部
会計・資産管理部
令和8年2月

1 本業務の概要

(1) 目的

日本年金機構（以下「機構」という。）が、産業廃棄物（以下「廃棄物」という。）の処分が可能な設備を所有していないことから外部委託により廃棄処理を行う。

(2) 業務概要

機構の廃棄物について、

- ① 業務の全体管理
 - ② 機構が指定する場所からの収集、運搬
 - ③ 廃棄処理
- を行う。

※③の業務については、受託事業者（収集運搬業者）が実施業者（処分業者）を選定することとし、機構が当該業者について承認したのち、別途、機構と当該業者で廃棄処理にかかる契約を締結する。

2 廃棄物の種類及び予定排出量

種 類	予定排出量	
	1年間の総排出量	1か月あたり排出量
① 廃プラスチック類	7 kg	0.58 kg
② カン	11.4 kg	0.95 kg
③ ビン	0.6 kg	0.05 kg
④ ペットボトル	22.4 kg	1.87 kg

※ごみの分類は自治体の分別方法に従う。

※予定排出量は過去の排出実績をもとに算出した見込みであり、実際の排出量は増減する。なお、増減について異議を申し立てることはできない。

3 本業務の委託期間等

委託期間 令和8年4月1日から令和13年3月31日まで。

土日祝日及び年末年始（12月29日から1月3日）を除く。

種 類	履行回数
① 廃プラスチック類	週1回
② カン	週1回
③ ビン	週1回
④ ペットボトル	週1回

※収集曜日・収集曜日が祝日にあたる場合の取扱い・収集時間等の詳細は履行場所担当者と受託事業者で協議のうえ決定すること。

※協議後、履行計画と作業責任者等を記した書面（任意様式）を作成し、「4 履行場所」及び「5 所管部署（本部・管理事務所）」に提出すること。

4 履行場所（排出場所）

（1）履行場所（排出場所）

〒252-0231 神奈川県相模原市中央区相模原6-22-9
朝日相模原ビル1階

日本年金機構 相模原年金事務所相模原中央分室

※履行場所担当者は、別途受託事業者へ連絡する。

※収集場所は履行場所の敷地内とし、具体的な場所は別途指示する。

※本仕様書において、「履行場所」とは上記を指すものとする。

（2）廃棄処理場所：受託事業者が用意する場所（日本国内に限る）

5 所管部署

（1）本部（契約に関すること）

〒168-8505 東京都杉並区高井戸西3丁目5番24号

日本年金機構 会計・資産管理部 施設グループ

電話番号：03-6892-7729 担当：上岡

（2）管理事務所

〒252-0388 神奈川県相模原市南区相模大野6-6-6

日本年金機構 相模原年金事務所

電話番号：042-745-8101（代表）

6 履行場所にかかる制限等

- （1）収集運搬に使用する車両は、産業廃棄物運搬用の自社車両であること。
- （2）作業の際には、履行場所の業務に支障がないようにすること。
- （3）作業の際には、履行場所施設等に損傷を与えないよう十分留意し、万が一施設等への損害を与えた場合には、受託事業者の負担により原状回復、又は程度に応じて取替えをすること。
- （4）作業の際に、ごみ袋の破損等により収集場所等が汚れた場合は、清掃を行うこと。
- （5）事故防止に留意すること。受託事業者は事故防止に万全の措置をとり、万が一事故が発生した場合には、全て受託事業者の責任において処理すること。
- （6）業務に関係のない区域には履行場所担当者の許可なく立ち入らないこと。
- （7）その他履行場所の敷地内における作業は履行場所担当者の指示に従うこと。

7 委託条件等

（1）廃棄物の取扱い

- ①受託事業者は、廃棄物の収集、運搬、廃棄処理の途上において、漏えい、紛失、毀損等が発生しないような措置を講ずること。
- ②受託事業者は、廃棄物の排出場所及び搬入先施設を管轄する都道府県知事又は政令で定める市の長が発行する、本業務の委託期間における「産業廃棄物収集運搬業許可証」を取得していること。
- ③廃棄処理実施業者は、廃棄物の処分施設を管轄する都道府県知事又は政令で定める市の長が発行する、本業務の委託期間における「産業廃棄物処分業許可証」を取得していること。

こと。

④上記②、③について、契約締結時点で更新申請中であった場合や、本業務の委託期間中に許可の有効期間が満了する場合は、従前の許可の有効期間が満了するまでに「5 所管部署（本部）」あてに更新後の許可証の写しを提出すること。（有効期間満了時点で更新申請中である場合にはその旨を「5 所管部署（本部）」へ連絡し更新後の許可証が取得でき次第写しを提出すること。）

⑤委託する廃棄物の種類の全てが、上記②、③それぞれの許可の事業の範囲に含まれること。

（2）立ち入り調査の実施

機構は、契約の履行状況（個人情報が含まれる場合についてはその管理状況を含む。）の確認、法令の遵守状況の確認、進捗状況の確認、その他必要に応じて立入調査を実施することができることとする。

（3）機密情報（個人情報を含む。）の漏えい等が発生した場合における対応体制

機密情報（個人情報を含む。）の漏えい等が発生した場合に対応するため、次に掲げる体制を整備すること。

- ・ 対応部署等の指定
- ・ 機密情報（個人情報を含む。）の漏えい等による影響及び原因の調査体制
- ・ 再発防止策、事後対策の検討体制
- ・ 機構への報告体制

（4）第三者への委託

①収集・運搬業務等（1（2）①～②）について

本業務を第三者へ委託してはならない。

②廃棄処理（1（2）③）について

受託事業者が実施業者を選定することとし、選定された業者から他の業者へ委託してはならない。

注）1（2）③の業務の実施業者については、機構と当該業者が廃棄処理にかかる契約を締結する。

8 留意事項

（1）不法投棄等の違法行為は絶対に行わないこと。

（2）運搬車両への積込みは受託事業者が行うこと。なお、運搬車両への積込みに必要な人員・機材等については全て受託事業者が用意すること。

（3）受託事業者の責任において、全量を廃棄処理とすること。

（4）廃棄処理後、受託事業者は、産業廃棄物管理票（以下「マニフェスト」という。）等により適正に最終処分されたことを確認できる書類を翌月末までに「5 所管部署（管理事務所）」に提出すること。なお、マニフェストにかかる一切の手続きについては、受託事業者において行うこと。

（5）リサイクルが可能な廃棄物は、資源化施設等へ引き渡すこと。

9 秘密の保持等

（1）受託事業者は、業務によって知り得た機構の組織及び業務内容の一切の情報について、外に漏らし、又は目的外に利用してはならない。

- (2) 受託事業者は、本業務に従事した者すべてに、上記(1)の情報について守秘義務を負わせること。
- (3) 上記(1)及び(2)については、本業務の終了後も有効とする。

10 実施報告等

- (1) 受託事業者は、各月(毎月初日～末日)の履行完了後、廃棄物の種類ごとに数量を取りまとめた業務実施報告書(任意様式)を作成のうえ、履行した月の翌月第3営業日までに「4 履行場所」及び「5 所管部署(本部・管理事務所)」に提出すること。

11 仕様書等の明確化等

- (1) 受託事業者は、仕様書等に疑義がある場合には、速やかに機構へ確認するものとする。
- (2) 仕様書等では業務の処理方法が一義に定まらない事案があることを把握した時には、機構と受託事業者は協議のうえ、仕様書等を変更する又は仕様書等の不明瞭な点を明確にした書面を取り交わすこととする。
- (3) 上記(2)の仕様書等の変更又は書面の取り交わしが完了するまでの間の対応方法については、機構と受託事業者が協議のうえ決定することとする。

12 本業務への参加条件

- (1) 廃棄物の排出場所及び搬入先施設を管轄する都道府県知事又は政令で定める市の長が発行する、「産業廃棄物収集運搬業許可証」(本業務の委託期間にかかるもの)を取得していること。なお、見積書(入札書)提出時に許可証の写しを提出すること。
- (2) 廃棄物処理実施業者は、廃棄物の処分施設を管轄する都道府県知事又は政令で定める市の長が発行する、「産業廃棄物処分業許可証」(本業務の委託期間にかかるもの)を取得している者であること。なお、見積書(入札書)提出時に許可証の写しを提出すること。
- (3) 上記(1)、(2)について、更新申請中などの理由により本業務の委託期間における許可を得ていない場合には、見積書(入札書)提出時点においてそれぞれ必要な産業廃棄物処理業の許可証を取得しており、更新申請中又は更新申請予定であること。その場合、その時点で有している許可証の写しを提出すること。
- (4) 見積書(入札書)を提出しようとする者及び廃棄物処理実施業者として選定予定の者は、過去5年間において、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第9条の3第1号」に規定する特定不利益処分を受けていないこと。
なお、見積書(入札書)提出時に、別紙1の誓約書を提出すること。

13 費用の見積り・現地確認・質問書の提出について

- (1) 費用を積算するに当たっては、1(2)①～③の業務にかかる一切の金額を見積もること。
なお、受託事業者は、
 - ・1(2)①～②の業務にかかる費用(収集運搬の契約にかかる金額)
 - ・1(2)③の業務にかかる費用(処分の契約にかかる金額)のそれぞれを業者決定後、機構に対して速やかに提示すること。
- (2) 現地確認を希望の場合は、別紙2「現地確認申込書 兼 守秘義務誓約書」を記入し、「5 所管部署(本部)」へFAXもしくは書留郵便又は民間事業者による信書の送達に関する

る法律（平成 14 年法律第 99 号）第 2 条第 6 項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第 9 項に規定する特定信書便事業者による同条第 2 項に規定する信書便の送付方法（以下「郵送等」という。）にて提出すること。（FAX 提出の場合は、FAX 到着確認の連絡も行うこと。）

別紙 2 を FAX で提出した場合には、原本を見積書（入札書）提出日までに「5 所管部署（本部）」へ到着するよう郵送等により送付すること。

現地確認申込期限 令和 8 年 2 月 18 日（水）15 時

現地確認実施期限 令和 8 年 2 月 20 日（金）17 時

- (3) 仕様書への質問は、別紙 3 の様式を参考として質問書を作成し、「5 所管部署（本部）」へ提出すること。（提出期限・提出方法等の詳細は別紙 3 参照）

1.4 その他

- (1) 本業務は、本仕様書・履行計画・関係法令等に基づき履行すること。
- (2) 廃棄処理場の手配（連絡）等、一切の手続は受託事業者が行うこと。
- (3) 本業務に必要な人材、機材、マニフェスト（用紙）等は全て受託事業者において用意すること。
- (4) 契約の履行中に事故が発生した場合には、直ちに「4 履行場所」及び「5 所管部署（本部・管理事務所）」に報告し、その指示に従うこと。
- (5) 費用の請求は、各契約に基づき行うこと。
- (6) リサイクル及び一般廃棄物の処理に関する条例の規程による、事業用大規模建築物における再利用計画書の作成について、「4 履行場所」及び「5 所管部署（本部・管理事務所）」より依頼があった場合には協力すること。

誓 約 書

日本年金機構 理事長代理人
会計・資産管理部長 岡部 太 様

過去5年間（※）において、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和46年厚生省令第35条）第9条の3第1号に規定する特定不利益処分を受けていないことを誓約します。

令和 年 月 日

住所

氏名

⑨

（法人にあつては名称及び代表者の氏名）

※過去5年間は公告日（見積依頼揭示日）の前日から起算

【特定不利益処分】

- ① 廃棄物処理業に係る事業停止命令（廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「法」という。）第7条の3又は第14条の3（法第14条の6において準用する場合を含む。）
- ② 廃棄物処理施設に係る改善・使用停止命令（法第9条の2又は第15条の2の7）
- ③ 廃棄物処理施設の設置許可の取消し（法第9条の2の2又は第15条の3）
- ④ 再生利用認定の取消し（法第9条の8第9項（法第15条の4の2第3項において準用する場合を含む。）
- ⑤ 広域認定の取消し（第9条の9第10項（法第15条の4の3第3項において準用する場合を含む。）
- ⑥ 無害化認定の取消し（第9条の10第7項（法第15条の4の4第3項において準用する場合を含む。）
- ⑦ 廃棄物の不適正処理に係る改善命令（第19条の3）
- ⑧ 廃棄物の不適正処理に係る措置命令（第19条の4第1項、第19条の4の2第1項、第19条の5第1項又は第19条の6第1項）

現地確認を申請する場合は、本様式（原本）を見積書提出締切日までに提出してください。
原本到着前にFAXにより提出する場合は、到着確認の連絡をお願いします。

○申請締切日：令和8年2月18日（水）15時

○実施期限：令和8年2月20日（金）17時

FAX：03-6892-7993 TEL：03-6892-7729（担当：上岡）

現地確認申込書 兼 守秘義務誓約書

令和 年 月 日

日本年金機構 理事長代理人
会計・資産管理部長 岡部 太 様

住 所
商号又は名称
代表者氏名

印

令和8年2月12日付で公告のありました「廃棄物処理業務（産業廃棄物）（相模原年金事務所相模原中央分室）【南関東】」に係る現地確認を申し込みます。

○ 参加者（代表者）： _____

○ 参加人数： _____ 名

○ 希望日時：令和 年 月 日 時 分

担当者名： _____

電話番号： _____

FAX番号： _____

なお、現地確認にあたり、下記のとおり誓約します。

記

1. 現地確認時において知り得た一切の情報（以下「秘密情報」という。）について、当該入札の目的以外で使用しないこと。
2. 現地確認時において知り得た秘密情報について、第三者に開示、漏えい、目的外利用、又は自ら不正に使用しないこと。
3. 入札しない場合又は落札できなかった場合は、速やかに秘密情報を破棄すること。
4. 上記各誓約事項に違反して日本年金機構に損害を与えたときは、その損害を賠償する責任を負うこと。

★仕様書（別紙含む）への質問は、本様式を参考に質問書を作成し、
期限までにFAXにて提出してください。

「廃棄物処理業務（産業廃棄物）（相模原年金事務所相模原中央分室）【南関東】」
の仕様書に対する質問書

日本年金機構 理事長代理人
会計・資産管理部長 殿

令和 年 月 日提出

住 所：
会社名：
担当者：
連絡先：TEL
FAX

項 番	質問事項	回 答
1		
2		
3		
4		

【質問書提出期限】 令和8年2月18日（水）正午

【質問書提出方法】 FAX：03-6892-7993

【質問書の提出先】 日本年金機構会計・資産管理部 施設グループ 担当：上岡

※FAX送信後電話にて到着確認を行うこと。（TEL：03-6892-7729）

※質問があった場合は、質問内容及びその回答を日本年金機構ホームページに掲載します。

（回答は2月20日（金）18時頃までに掲示予定。）

収入印紙
貼 付

業務委託契約書（案）

日本年金機構 を甲とし、〇〇〇〇 を乙として、下記の案件について以下各条項から構成される契約を締結する。ただし、契約の履行に要する費用は、契約金額中に含むものとする。

記

契約件名 廃棄物処理業務（産業廃棄物）（収集・運搬）（相模原年金事務所相模原中央分室）【南関東】一式

予定数量 仕様書のとおり

契約単価 _____ 円

（上記の契約単価は、1回当たりの単価であり、消費税等額を含まない額である。）

契約保証金 全額免除

（総則）

第1条 乙は、本契約書のほか、本契約書に付属する仕様書、委託要領及び運用仕様書（又は提案書）等、業務の実施方法等について記載された文書（以下「仕様書等」という。）に定める業務のうち、産業廃棄物の収集・運搬業務（以下「当該業務」という。）を信義に則り誠実に実施し、履行期限（成果物の納入期限を含む。以下同じ。）までに完了し、甲は、その対価を乙に支払うものとする。

（法令遵守等）

第2条 本契約の履行に当たり、乙は、甲が作成する仕様書等に従い、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「廃棄物処理法」という。）及びその他関係諸法令を守り、自ら業務処理計画を立案し、乙の従業員（事業主（法人である場合はその役員）を含む。）で当該業務に従事する者（以下「業務委託員」という。）を適正に配置するものとする。

2 乙は、当該業務の実施に関し、業務委託員への指導監督と教育指導を行い、業務の趣旨に従い誠実かつ善良なる管理者の注意をもって、処理しなければならない。

3 乙は、関係諸法令の定めるところにより、公租公課の納付を適切に行うものとする。

（労働法上の責任）

第3条 乙は、業務委託員に対する雇用者又は使用者として、労働基準法（昭和22年法律第49号）、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）、職業安定法（昭和22年法律第141号）、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和6

0年法律第88号)、社会保険諸法令その他業務委託員に対する法令上の責任を全て負い、責任を持って労務管理し、甲に対し一切責任及び迷惑等を及ぼさないものとする。

- 2 乙は、甲に対し、業務委託員に関し、甲の所有又は占有にかかる建築物、設備、装置、通路等乙が使用を許されているものについて安全又は衛生上の責任を負うとともに、危険・有害のおそれが発見されたときはその旨を直ちに甲に申し出るものとし、甲乙協議の上、甲又は乙が速やかに措置を行うこととする。

(仕様書等の疑義)

第4条 乙は、仕様書等に疑義がある場合は、速やかに甲に説明を求めるものとする。

- 2 乙は、前項の説明に従ったことを理由として、本契約に定める義務の履行の責を免れない。ただし、乙がその説明の不適當なことを知って、速やかに甲に異議を申し立てたにもかかわらず、甲が当該説明によることを求めたときは、この限りでない。

(履行期間等)

第5条 当該業務の履行期間及び履行場所は、次のとおりとする。

履行期間：令和8年4月1日から令和13年3月31日まで

履行場所：仕様書等のおり

(情報の取得)

第6条 乙は、当該業務の遂行上、組織的に用いるものとして作成又は取得した文書等について、甲から要求があった場合は、速やかに提出するものとする。ただし、やむを得ない事情により、乙が作成又は取得した文書等の全部又は一部について、甲に提出できないことを協議し、承認を得た場合は、この限りではない。

(秘密の保持等)

第7条 乙は、本契約の履行において知り得た秘密を、他に漏らし又は目的外に使用してはならない。

- 2 乙は、業務委託員と、個人情報や機密情報等の漏えい及び目的外利用を禁じた守秘義務契約を締結する（契約終了後及び退職後においても有効であることを明記しなければならない。）とともに、秘密の保持等のための管理体制を整備するものとする。
- 3 乙は、不正の利益を得る目的、又は甲若しくは乙に損害を与える目的を持って第1項の規定に違反した者について、就業規則等に従い厳正な処分を行い、その内容を甲に報告しなければならない。

(委託内容)

第8条 乙の事業範囲は以下のとおりであり、乙は、この事業範囲を証するものとして許可証の写しを甲に提出し、本契約書に添付する。なお、許可事項に変更があったときは、乙は速やかにその旨を甲に通知するとともに、変更後の許可証の写しを甲に提出し、本契約書に添付する。

◎収集・運搬に関する事業範囲

[産廃]

許可都道府県・政令市	〇〇県	許可都道府県・政令市	〇〇県
------------	-----	------------	-----

許可の有効期限	令和〇〇年〇〇月〇〇日	許可の有効期限	令和〇〇年〇〇月〇〇日
事業範囲		事業範囲	
許可の条件		許可の条件	
許可番号		許可番号	
積込場所			
荷下ろし場所			

- 2 甲が、乙に当該業務を委託する産業廃棄物の種類、数量は、次のとおりとする。ただし、輸入廃棄物はない。

種類	廃プラスチック類 金属くず ガラスくず
数量	仕様書等のおり

- 3 乙は、甲から委託された前項の産業廃棄物（以下「産業廃棄物」という。）を、次の最終目的地に搬入する。

会社名	
代表者名	
住所	
許可都道府県・政令市	
許可の有効期限	
事業区分	
産業廃棄物の種類	
許可の条件	
許可番号	
事業場の名称	
事業場の所在地	

- 4 乙は、甲から委託された産業廃棄物の積替えを行わない。

（適正処理に必要な情報の提供）

第9条 甲は、産業廃棄物の適正な処理のために必要な以下の情報を、あらかじめ書面をもって乙に提供しなければならない。その際、以下の情報を具体化した「廃棄物データシート」（環境省の「廃棄物情報の提供に関するガイドライン（第2版）」（平成25年6月）（以下「ガイドライン」という。）を参照）の項目を参考に書面の作成を行うものとする。

（1）産業廃棄物の発生工程： 不要物品

（2）産業廃棄物の性状及び荷姿： 固形：バラ

（3）腐敗、揮発等性状の変化に関する事項： 該当なし

（4）混合等により生ずる支障： 該当なし

（5）日本産業規格C0950号に規定する含有マークが付された廃製品の場合には、含有マーク表示に関する事項： 該当なし

（6）石綿含有産業廃棄物が含まれる場合は、その事項： 該当なし

（7）その他取扱いの注意事項： 該当なし

- 2 甲は、委託期間中、適正な処理及び事故防止並びに処理費用等の観点から、委託する産業廃棄物の性状等の変更があった場合は、乙に対し速やかに書面をもってその変更の内容及び程度の情報を通知する。なお、情報の通知を要する変更の範囲については、甲と乙とであらかじめ協議の上定めることとする。

- 3 甲は、委託する産業廃棄物の性状が第1項の書面の情報のおりであることを確

認し、乙に引き渡す容器等に表示する（ガイドラインの「容器貼付用ラベル」を参照）。

- 4 甲は、委託する産業廃棄物にかかる廃棄物処理法第12条の3に規定する産業廃棄物管理票（以下「マニフェスト」という。）の記載事項は正確に漏れなく記載することとし、虚偽又は記載漏れがある場合は、乙は、委託物の引取りを一時停止してマニフェストの記載修正を甲に求め、修正内容を確認の上、委託物を引き取ることとする。
- 5 甲は、次の産業廃棄物について、委託期間内に以下に定めるとおり、公的検査機関又は環境計量証明事業所において「産業廃棄物に含まれる金属等の検定方法」（昭和48年2月環境庁告示第13号）による試験を行い、分析証明書を乙に提示する。
産業廃棄物の種類：廃プラスチック類 金属くず ガラスくず
提示する時期又は回数：必要に応じて

（甲乙の責任範囲）

- 第10条 乙は、甲から委託された産業廃棄物を、その積込作業の開始から第8条第3項に規定する運搬の最終目的地における荷下ろし作業の完了まで、法令に基づき適正に処理しなければならない。
- 2 乙は、前項の業務の過程において法令に違反した業務を行い、又は過失によって甲若しくは第三者に対して損害を及ぼしたときは、乙においてその損害を賠償し、甲に負担させない。
 - 3 第1項の業務の過程において乙が第三者に損害を及ぼした場合に、甲の指図又は甲の委託の仕方（甲の委託した産業廃棄物の種類若しくは性状等による原因を含む。）に原因があるときは、甲において賠償し、乙に負担させない。
 - 4 第1項の業務の過程において乙に損害が発生した場合に、甲の指図又は甲の委託の仕方（甲の委託した産業廃棄物の種類若しくは性状等による原因を含む。）に原因があるときは、甲が乙にその損害を賠償する。

（再委託の禁止）

- 第11条 乙は、第三者（会社法（平成17年法律第86号）第2条第3号に規定する子会社を含む。以下同じ。）に委託してはならない。

（再委託の承認及び変更）

- 第12条 削除

（災害時の対応）

- 第13条 乙は、当該業務の実施に際し、火災その他非常事態が発生したときは、甲に協力して、当該業務における甲の損害を最小限にとどめるよう努めなければならない。
- 2 乙は、前項の非常事態が発生した後において、甲に協力して、当該業務が継続的に行えるよう努めなければならない。

（報告）

- 第14条 乙は、仕様書等に定める業務を実施した場合には、月ごとに当該処理月分にかかる仕様書等に示す業務実施報告書（以下「報告書」という。）を作成し、甲に提出するものとする。

(検査)

第15条 乙は、報告書の内容について、甲が甲の職員の中から指定する検査職員（以下「検査職員」という。）の検査を受けなければならない。

2 検査職員は、報告書を受領した日から起算して10日以内（10日目が甲の不就業日に該当する場合はその翌就業日まで）に検査を行い、合格又は不合格を判定するものとする。

3 乙は、第1項の検査に合格したときをもって当該月にかかる業務を完了したものとする。

(監督)

第16条 甲は、本契約の履行に関し、乙に業務遂行上の不適切な行為がある場合には、甲が甲の職員の中から指定する監督職員（以下「監督職員」という。）に乙の業務を監督させ、必要な指示を行わせることができる。

2 前項の場合、乙は、監督職員の監督又は指示に従わなければならない。

(調査等)

第17条 甲は、乙に対し、随時に本契約に関する資料の提出又は必要な報告を求めることができるものとする。

2 甲又は監督職員は、乙の事務所又は作業場所に立ち入り、当該業務の実施状況について随時に調査を行うこととし、乙に必要な報告を求めることができるものとする。

3 前項の場合、甲又は監督職員は、乙に対して業務遂行上必要な指導を行うことができるものとする。

4 第2項の調査において、仕様書等に定める事項に違反する事象が判明した場合、甲は、乙に対して、業務の停止を指示できるものとし、乙は異議を申し立てることができない。

5 前項の規定は、次条第1項の監査について準用する。

6 甲は、国の甲に対する検査・監督上の要請に対応するため、必要に応じて、乙に対し委託業務に関する資料の提出その他の必要な調査等について協力を求めることができる。

(監査)

第18条 乙は、当該業務の実施状況について、甲から外部専門家による監査も含めた監査の実施に関し協力の求めがあった場合においては、これに協力するものとする。

2 前項の場合において、甲又は甲から監査に関し委託を受けた外部専門家が乙の作業場所に立ち入る際は、事前に通知を行うこととし、原則として乙は立ち会うものとする。ただし、甲が通知を不要と判断する場合には、事前に通知することなく立入検査を実施することができるものとする。

3 前2項に定めるもののほか、監査の実施に関する必要な事項は、甲乙協議の上決定するものとする。

(事故報告等)

第19条 乙は、当該業務の実施に際し、次の各号の一に該当するときは、直ちに必要な応急的措置を講じるとともに、監督職員に報告し、その指示を受けなければならない。

らない。

- (1) 情報セキュリティインシデントが発生したとき。
 - (2) 個人情報や機密情報の漏えい又は漏えいが疑われる事象等が発生したとき。
 - (3) 前2号に掲げる場合のほか、事故が発生したとき。
- 2 乙は、前項の報告をした後、速やかに事故内容等の詳細を文書により監督職員に報告しなければならない。
- 3 乙は、当該業務の実施に際し、仕様書等に定める事項に違反する若しくは違反すると疑われる事象に関する情報、又は法令違反通報、内部通報若しくは外部からの指摘（報道を含む。）等の情報を把握したときは、直ちにその把握した情報の詳細について文書により監督職員に報告しなければならない。この場合、報告を受けた監督職員は、必要に応じて指示を行うものとする。
- 4 乙は、公租公課を滞納した場合は、速やかにその事実を甲に報告しなければならない。
- 5 乙は、第1項又は第3項に規定する事故等が発生した場合に対応するための体制を整備しなければならない。
- 6 甲又は監督職員は、第1項又は第3項に規定する事故等が発生した場合、第17条による調査等及び前条による監査を行うことができる。
- 7 乙は、乙又はその役員若しくは使用人が、厚生労働省所管法令違反又は個人情報の保護に関する諸法令違反により監督官庁から行政処分を受け又は送検された場合は、速やかにその事実を甲に報告しなければならない。
- 8 乙は、情報セキュリティに関する第三者評価（プライバシーマーク、ISO/IEC 27001又はJISQ 27001）の認証が取り消されたときは、速やかにその事実を甲に報告しなければならない。

（公益通報者の保護）

第20条 甲及び乙は、業務委託員が甲の職員、代理人その他の者について公益通報対象事実が生じ、又はまさに生じようとしている旨を、甲若しくは甲があらかじめ定めた者、当該公益通報対象事実について処分若しくは勧告等をする権限を有する行政機関又はその者に対し当該公益通報対象事実を通報することがその発生若しくはこれによる被害の拡大を防止するために必要であると認められる者に通報したことを理由として、甲においては本契約の解除、業務委託員の就業停止その他不利益な取扱いをしてはならず、乙においては当該業務委託員に対して解雇その他不利益な取扱いをしてはならない。

（対価の支払）

第21条 乙は、第15条第1項の検査に合格したときは、対価の支払を、甲の出納責任者（会計・資産管理部長）に月単位に請求することができる。ただし、対価の請求額については、次の各号により算出した額の合計額とする。

- (1) 契約単価に第15条第1項の検査に合格した数量を乗じて算出した額。ただし、算出した額に1円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てた額とする。
- (2) 前号の額に消費税法（昭和63年法律第108号）第28条第1項及び第29条並びに地方税法（昭和25年法律第226号）第72条の82及び第72条の83の規定に基づく税率を乗じて得た額（以下「消費税等額」という。）。ただし、この場合、消費税等額に1円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てた額とする。

- 2 出納責任者は、乙の適法な支払請求書を受領したときは、その日から起算して30日以内に支払うものとする。
- 3 甲は、前項の規定にかかわらず、損害賠償、違約金その他金銭債権の保全又はその額の算定等の適正を図るため必要がある場合、その額が確定するまでの間、乙に対する支払を留保することができる。その場合、乙は、次条の支払遅延損害金を請求することができない。

(支払遅延損害金)

第22条 出納責任者の責に帰す理由により前条の約定期限内に出納責任者が対価を支払わないときは、乙は、甲に対して、支払うべき対価金額に対する期限の翌日から支払済みまで政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条に基づき財務大臣が決定する率（年当たりの割合は、うるう年の日を含む期間についても、365日の割合とする。）を乗じて算出した遅延損害金（100円未満の端数があるとき、又は100円未満であるときは、その端数額又はその全額を切り捨てる。）の支払を請求することができる。ただし、約定期限内に支払をしないことが天災地変等やむを得ない理由による場合は、当該理由の継続する期間を、遅延損害金を支払う日数から減ずるものとする。

(権利義務の譲渡等)

第23条 乙は、甲の承諾を得た場合を除き、本契約によって生ずる権利又は義務の全部若しくは一部を第三者に譲渡又は委任してはならない。ただし、信用保証協会、中小企業信用保険法施行令（昭和25年政令第350号）第1条の3に規定する金融機関、資産の流動化に関する法律（平成10年法律第105号）第2条第3項に規定する特定目的会社又は信託業法（平成16年法律第154号）第2条第2項に規定する信託会社に対し債権を譲渡する場合は、この限りでない。

2 乙が本契約の履行を完了する前に、前項ただし書に基づいて特定目的会社又は信託会社（以下「丙」という。）に債権の譲渡を行い、甲に対し、民法（明治29年法律第89号）第467条若しくは動産及び債権の譲渡の対抗要件に関する民法の特例等に関する法律（平成10年法律第104号）第4条第2項に規定する通知若しくは承諾の依頼を行い、又は乙が信託業法に規定する公告を行った場合にあっては、甲は次の各号に掲げる異議を留めるものとする。

- (1) 甲は、乙に対して反対債権を有するときは、譲渡対象債権金額と相殺し、又は譲渡対象債権金額を軽減する権利を保留する。
- (2) 丙は、譲渡対象債権を前項ただし書に掲げる者以外の者に譲渡し、又はこれに質権を設定しその他債権の帰属並びに行使を害すべきことはできないこと。
- (3) 甲は、債権譲渡後も、乙との協議のみにより、納入地の変更、契約金額の変更その他契約内容の変更を行うことがあり、この場合、丙は異議を申し立てないものとし、本契約の変更により譲渡対象債権の内容に影響が及ぶ場合には、もっぱら乙と丙の間において解決されなければならない。

(履行不能等の通知)

第24条 乙は、理由の如何を問わず、履行期限までに本契約の履行を完了する見込みがなくなった場合、又は本契約の履行を完了することができなくなった場合は、直ちに甲にこの旨を書面により通知するものとする。

(甲の解除権)

第25条 甲は、自己の都合によって本契約の全部又は一部の解除を行う場合は、乙に対して30日前までに文書による予告を行うことにより本契約の全部又は一部を解除することができる。

2 甲は、乙による本契約の履行が契約の内容に適合しない場合において、第38条第1項に規定する履行の追完を請求し、その期限内に履行がないときは、その程度の如何にかかわらず本契約の全部又は一部を解除することができる。

3 甲は、乙が第31条第1項の規定に該当する場合を除き、次の各号の一に該当するときは、乙に対して何らの予告なしに直ちに本契約の全部又は一部を解除することができる。なお、本契約の全部又は一部が解除された場合において、乙は、甲又は甲の指定する者に対し当該業務の円滑な引継ぎをなし、業務処理の継続に支障がないよう協力する義務を負う。

(1) 甲が事前に行う本契約の相手方として適当であるかを判断する審査において、偽りその他不正行為により本契約の相手方となったとき。

(2) 第5条に規定する履行期限内に仕様書等に定める業務を完了しないとき。

(3) 本契約の解除を請求し、その理由が正当なとき。

(4) 乙の責に帰すべき理由により、本契約の全部若しくは一部を履行しないとき、又は履行する見込みがないと明らかに認められるとき。

(5) 本契約の履行につき、不適切な行為があり、甲の業務に支障を及ぼすと認められるとき。

(6) 本契約に基づく報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は監督、検査、調査等を不当に拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をしたとき。

(7) 乙又は業務委託員が本契約に違反し、当該業務の実施に関して知り得た秘密を漏らし、又は盗用したとき。

(8) 本契約又は仕様書等に定められた内容に違反したとき。

(9) 公租公課を滞納し、納付する見込みがないと明らかに認められるとき。

(10) 甲が乙の社会保険料について各月の納期内納入がされなかったことを確認したとき。

(11) 手形交換所の取引停止処分があったとき。

(12) 乙の財産上の信用にかかわる差押え、仮差押え若しくは仮処分を受けたとき、又は競売、強制執行、滞納処分等を受けたとき。

(13) 破産、民事再生、会社更生等の申立てがあったとき。

(14) 営業を廃止し、又は清算に入ったとき。

(15) 監督官庁より営業停止又は営業免許若しくは営業登録の取消し等の処分を受けたとき。

(16) 反社会的勢力と判明した場合又は取引がある場合。

なお、反社会的勢力とは、暴力団、国際犯罪組織、国際テロリスト等、その他のいずれかに該当する者をいう。

ア 甲が提供するサービスを不正に利用し、又は不正な目的をもって利用する者

イ 甲が提供するサービスの利用を通じて、社会的妥当性を欠く不当な要求をする者

ウ その他、社会的妥当性を欠く不当な要求をする者

(17) 甲との取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いたとき。

- (18) 私的独占又は不当な取引制限行為をしたと疑うに足りる相当な理由があるとき。
- (19) 乙が本契約締結以前に甲に提出した、契約の資格要件に関する申立書に虚偽があったことが判明したとき。
- (20) 乙又はその役員若しくは使用人が、厚生労働省所管法令違反若しくは個人情報保護に関する諸法令違反により監督官庁から行政処分を受け若しくは送検されたとき、又はこれらの状況に至ったことを乙が甲に報告しなかったことが判明したとき。
- (21) 乙が情報セキュリティに関する第三者評価（プライバシーマーク、ISO/IEC 27001又はJISQ 27001）の認証を取り消されたとき又は認証を取り消されたことを乙が甲に報告しなかったことが判明したとき。
- (22) 甲と別に契約を締結している場合で、当該別契約に解除事由（乙の責に帰すべきものに限る。）が生じたとき。
- (23) 乙が、前各号に定めるもののほか、民法第542条各項各号の一に該当したとき。
- 4 前2項の規定により、本契約の全部又は一部が解除された場合には、甲は委託内容が既に履行されているとき、又は返還すべき成果物が既にその用に供せられているときであっても、甲は、これにより受けた利益を返還しないものとする。

（違約金）

- 第26条 前条第2項又は第3項の規定により本契約の全部又は一部が解除されたときには、違約金として、乙は契約単価に予定数量を乗じて算出した金額から第15条第1項の規定による検査が完了した数量に相当する金額を差し引いて得た金額の100分の10に相当する金額（以下「違約金額」という。）を甲の指定する期限内に、甲に支払わなければならない。
- 2 乙は、契約の履行を理由として、前項の違約金を免れることができない。
- 3 第1項に規定する違約金額が、第29条第3項の甲に対する損害賠償額を下回る場合については、同項の甲に対する損害賠償額をもって違約金とする。

（乙の解除権）

- 第27条 乙は、甲がその責に帰すべき理由により本契約上の義務に違反した場合においては、相当の期間を定めてその履行を催告し、その期間内に履行がないときは、本契約の全部又は一部を解除することができる。
- 2 前項の規定は、乙が乙に生じた損害につき、賠償を請求することを妨げない。

（契約解除時の取扱い）

- 第28条 甲又は乙が、第25条、前条第1項又は第31条第1項の規定により本契約を解除した場合に、本契約に基づいて甲から引渡しを受けた産業廃棄物のうち、当該業務が未だに完了していないものがあるときは、甲又は乙は、次の措置を講じなければならない。

（1）第25条第1項により甲が解除した場合

乙は、解除された後も、その産業廃棄物に対する本契約に基づく乙の当該業務を遂行する責任は免れないことを承知し、その産業廃棄物についての当該業務を自ら実行するか、又は甲の承諾を得た上、許可を有する別の業者に行わせなければならない。ただし、乙は、その負担した費用について、甲に対し請求

することができる。

(2) 第25条第2項若しくは第3項又は第31条第1項により甲が解除した場合
ア 乙は、解除された後も、その産業廃棄物に対する本契約に基づく乙の当該業務を遂行する責任は免れないことを承知し、その産業廃棄物についての当該業務を自ら実行するか、又は甲の承諾を得た上、許可を有する別の業者に自己の費用をもって行わせなければならない。

イ 乙が別の業者に当該業務を行わせる場合に、その業者に対する報酬を支払う資金がないときには、乙は、その旨を甲に通知し、資金のないことを明確にしなければならない。

ウ イの場合、甲は、当該業者に対し、差し当たり、甲の費用負担をもって、乙のもとにある未処理の産業廃棄物について、当該業務を行わしめるものとし、その負担した費用について、乙に対して償還を請求することができる。

(3) 前条第1項により乙が解除した場合

乙は、甲に対し、甲の義務違反による損害の賠償を請求するとともに、乙のもとにある未処理の産業廃棄物を甲の費用をもって引き取ることを要求し、又は乙自ら甲の事業場に運搬した上、甲に対し当該運搬の費用を請求することができる。

(損害賠償)

第29条 乙が本契約を誠実に履行する目的で業務に着手後、甲が、乙に不利な時期に第25条第1項に基づき本契約の全部又は一部の解除をした場合は、乙は、甲に対し、その損害の賠償を請求することができる。

2 甲が前項の請求を受けたときは、甲乙協議により損害額の確認を行い、通常の影響に限り賠償することとする。ただし、乙の同意を得て解除した場合は、この限りでない。

3 第25条第2項又は第3項の規定により本契約の全部又は一部が解除された場合において、乙が甲に損害を与えたときは、乙は甲に対し通常の影響を賠償しなければならない。この損害額が第26条第1項の違約金額を下回る場合は、同違約金をもって損害賠償額とする。

4 甲及び乙は、本契約書又は仕様書等に掲げる事項を遵守せず、相手方に損害を与えた場合には、相手方に対し通常の影響に限り賠償しなければならない。

5 本契約において相手方に請求できる損害賠償の範囲には、天災地変その他の不可抗力により生じた損害、第三者の行為等相手方の責によらない事由によって生じた損害、自己の責に帰すべき事由により生じた損害及び逸失利益は含まれないものとする。

6 第17条第4項の規定により甲が当該業務の全部又は一部を停止した場合、乙は、これによって乙に生じた損害の賠償について、甲に請求することができない。同条第5項において準用する場合も同様とする。

(事情の変更)

第30条 甲及び乙は、本契約の締結後、天災地変、法令の制定又は改廃その他の著しい事情の変更により、本契約に定めるところが不当となったと認められる場合は、本契約に定めるところを変更するため、協議することができる。

2 甲は、市場価格の動向、技術革新等からみて本契約金額について変更の必要があると認める場合は、乙と協議することができる。

- 3 前項の規定により契約金額の変更に関して協議が行われる場合は、乙は、見積書等甲が必要とする書類を作成し、速やかに甲に提出するものとする。

(談合等の不正行為にかかる解除)

第31条 甲は、本契約に関して、次の各号の一に該当するときは、乙に対して何らの予告なしに直ちに本契約の全部又は一部を解除することができる。

- (1) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人（乙又は乙の代理人が法人の場合にあっては、その役員又は使用人。以下同じ。）に対し、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第7条又は第8条の2（独占禁止法第8条第1号又は第2号に該当する行為の場合に限る。）の規定による排除措置命令を行ったとき、独占禁止法第7条の2第1項（独占禁止法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による課徴金の納付命令を行ったとき、又は独占禁止法第7条の4第7項若しくは第7条の7第3項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。
 - (2) 乙又は乙の代理人が刑法（明治40年法律第45号）第96条の6若しくは同法第198条又は独占禁止法第89条第1項の規定による刑の容疑により公訴を提起されたとき（乙の役員又はその使用人が当該公訴を提起されたときを含む。）。
- 2 乙は、本契約に関して、乙又は乙の代理人が独占禁止法第7条の4第7項又は第7条の7第3項の規定による通知を受けた場合には、速やかに、当該通知文書の写しを甲に提出しなければならない。

(談合等の不正行為にかかる違約金等)

第32条 乙は、本契約に関し、次の各号の一に該当するときは、甲が本契約の全部又は一部を解除するか否かにかかわらず、甲の請求に基づき、違約金として、契約単価に予定数量を乗じて算出した金額の100分の10に相当する金額（以下「不正行為違約金」という。）を甲が指定する期日までに支払わなければならない。

- (1) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対し、独占禁止法第7条又は第8条の2（独占禁止法第8条第1号又は第2号に該当する行為の場合に限る。）の規定による排除措置命令を行ったとき。
 - (2) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対し、独占禁止法第7条の2第1項（独占禁止法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による課徴金の納付命令を行ったとき。
 - (3) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対し、独占禁止法第7条の4第7項又は第7条の7第3項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。
 - (4) 乙又は乙の代理人が刑法第96条の6若しくは同法第198条又は独占禁止法第89条第1項の規定による刑が確定したとき。
- 2 乙は、前項第4号に規定する場合に該当し、かつ、次の各号の一に該当するときは、前項に規定する不正行為違約金のほか、契約単価に予定数量を乗じて算出した金額の100分の5に相当する金額を違約金として甲が指定する期日までに支払わなければならない。
- (1) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対し、独占禁止法第7条の2第1項（独占禁止法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。）及び第7条の3第1項の規定による課徴金の納付命令を行ったとき。
 - (2) 当該刑の確定において、乙が違反行為の首謀者であることが明らかになったとき。

(3) 乙が甲に対し、独占禁止法等に抵触する行為を行っていない旨の誓約書を提出しているとき。

3 乙は、本契約の履行を理由として、前2項の違約金を免れることができない。

4 第1項及び第2項に規定する違約金の合計額(以下「不正行為にかかる違約金額」という。)が、次条第1項の甲に対する損害賠償額を下回る場合については、同項の甲に対する損害賠償額をもって違約金とする。

(談合等の不正行為にかかる損害賠償)

第33条 第31条第1項各号の一に該当した場合において、乙が甲に損害を与えたときは、乙は、甲に対して生じた損害を賠償しなければならない。

2 前項に規定する損害賠償額が不正行為にかかる違約金額を下回る場合については、不正行為にかかる違約金額をもって損害賠償額とする。

(談合等の不正行為にかかる違約金に関する遅延損害金)

第34条 乙が第32条に規定する違約金を甲の指定する期間内に支払わないときは、乙は、当該期間を経過した日から支払をする日までの日数に応じ、国の債権の管理等に関する法律施行令(昭和31年政令第337号)第29条に基づき財務大臣が定める率(年当たりの割合は、うるう年の日を含む期間についても、365日の割合とする。)を乗じて算出した金額(100円未満の端数があるとき、又は100円未満であるときは、その端数額又はその全額を切り捨てる。)を遅延損害金として甲に支払わなければならない。

(施設、機器等の使用)

第35条 甲は、甲の構内において、乙が当該業務を行う場合については、当該履行場所における施設機器及び電力等は無償で使用させるものとする。

2 乙は、前項の規定により使用を認められた施設、機器等については、善良なる管理者の注意をもって使用するとともに、これを目的外に使用してはならない。

(補償事項)

第36条 乙は、本契約に基づいて行った当該業務の履行中に、乙又は業務委託員の責に帰すべき事由により、甲の建物、施設機器又はその他物品に損害を与えたときは、無償で物品の取替え又は修理をするものとする。

2 乙の責に帰すべき事由により、乙又は第三者が被った損害については、対物事故、対人事故の如何にかかわらず、乙が全て責任を持って処理し、甲に対し一切責任及び迷惑等を及ぼさないものとする。

(業務の処理責任)

第37条 乙の行う当該業務の処理に誤り若しくは不適切な点等があり、又は善良な管理者の注意を欠いたため、不完全な処理が行われた場合には、乙は甲に対し直ちに完全な履行となるよう追完を行い又は同時に損害の賠償の責に任ずる。ただし、甲の提供した部品、資材等に乙において発見することが困難な不良や欠陥等があった場合等乙の責に基づかない場合は、この限りではない。

(契約不適合責任)

第38条 甲は、乙の本契約の履行において、種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しないもの（以下「契約不適合」という。）であることを知ったときは、直ちに乙に期限を指定して、修補の要求又は代替物若しくは不足分の引渡しの要求による履行の追完を請求するとともに、損害賠償の請求をすることができ、乙は、甲が請求した方法に従いその履行を追完するものとする。

2 前項の場合において、甲が相当の期限を定めて履行の追完を催告し、その期間内に履行の追完がないときは、甲は対価の減額を請求することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、催告することなく、直ちに対価の減額を請求することもできる。

(1) 履行の追完が不能であるとき。

(2) 乙が履行の追完を拒絶する意思を明確に示したとき。

(3) 特定の日時又は期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、乙が履行の追完をしないでその時期を経過したとき。

(4) 前3号に掲げる場合のほか、甲がこの項の規定による催告をしても履行の追完を受ける見込みがないことが明らかであるとき。

(契約不適合責任期間等)

第39条 甲は、乙の本契約の履行に契約不適合がある場合において、前条に規定する履行の追完の請求、損害賠償の請求又は対価の減額の請求をするときは、甲が契約不適合の事実を知った時から1年が経過する日までに乙に対して契約不適合である旨を通知しなければならない。ただし、契約不適合が乙の故意又は重過失により生じたものであるときは、この限りでない。

(損害賠償等にかかる調査)

第40条 甲は、本契約の履行について、その原価を確認する必要がある場合、又は本契約に基づいて生じた損害賠償、違約金その他金銭債権の保全若しくはその額の算定等の適正を図るため必要がある場合は、乙に対し、その業務若しくは資産の状況に関して質問し、帳簿書類その他の物件を調査し、参考となるべき報告若しくは資料の提出を求め、又は監督職員に乙の営業所、工場その他の関係場所に立ち入り、調査させることができる。

2 乙は、前項に規定する調査に協力するものとする。

(支払対価の相殺)

第41条 乙が甲に支払うべき金額があるときは、甲はいつでもこの金額と乙に支払う対価を相殺することができる。

(紛争又は疑義の解決方法)

第42条 本契約について、甲乙間に紛争又は疑義が生じた場合には、必要に応じて甲乙協議の上解決するものとする。

(裁判所管轄)

第43条 本契約に関する一切の紛争は、東京地方裁判所を第一審の専属合意裁判所として処理するものとする。

(存続条項)

第44条 本契約の効力が消滅した場合であっても、第7条、第19条第1項から第3項まで及び第6項、第20条、第22条、第25条第3項、第28条、第29条、第32条から第34条まで、第36条から前条まで並びに本条は、なお有効に存続するものとする。

上記の契約の締結を証するため、この証書2通を作成し、両者記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

令和 年 月 日

甲 東京都杉並区高井戸西3-5-24
日本年金機構 理事長代理人
会計・資産管理部長 岡部 太 印

乙 ○○県○○市○○
○○○○○○
[産業廃棄物収集運搬業許可番号]
○○○○ ○○ ○○ 印

収入印紙
貼 付

業務委託契約書（案）

日本年金機構 を甲とし、〇〇〇〇 を乙として、下記の案件について以下各条項から構成される契約を締結する。ただし、契約の履行に要する費用は、契約金額中に含むものとする。

記

契約件名 廃棄物処理業務（産業廃棄物）（処分）（相模原年金事務所相模原中央分室）【南関東】 一式

予定数量	① 廃プラスチック類	3 5 k g
	② カン	5 7 k g
	③ ビン	3 k g
	④ ペットボトル	1 1 2 k g

予定数量については増減がありうる。

契約単価	① 廃プラスチック類	_____ 円
	② カン	_____ 円
	③ ビン	_____ 円
	④ ペットボトル	_____ 円

（上記の契約単価は、1 k g 当たりの単価であり、消費税等額を含まない額である。）

契約保証金 全額免除

（総則）

第1条 乙は、本契約書のほか、本契約書に付属する仕様書、委託要領及び運用仕様書（又は提案書）等、業務の実施方法等について記載された文書（以下「仕様書等」という。）に定める業務のうち、産業廃棄物の処分業務（以下「当該業務」という。）を信義に則り誠実に実施し、履行期限（成果物の納入期限を含む。以下同じ。）までに完了し、甲は、その対価を乙に支払うものとする。

（法令遵守等）

第2条 本契約の履行に当たり、乙は、甲が作成する仕様書等に従い、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「廃棄物処理法」という。）及びその他関係諸法令を守り、自ら業務処理計画を立案し、乙の従業員（事業主（法人である場合はその役員）を含む。）で当該業務に従事する者（以下「業務委託員」という。）を適正に配置するものとする。

2 乙は、当該業務の実施に関し、業務委託員への指導監督と教育指導を行い、業務の趣旨に従い誠実かつ善良なる管理者の注意をもって、処理しなければならない。

3 乙は、関係諸法令の定めるところにより、公租公課の納付を適切に行うものとする。

(労働法上の責任)

第3条 乙は、業務委託員に対する雇用者又は使用者として、労働基準法（昭和22年法律第49号）、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）、職業安定法（昭和22年法律第141号）、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和60年法律第88号）、社会保険諸法令その他業務委託員に対する法令上の責任を全て負い、責任を持って労務管理し、甲に対し一切責任及び迷惑等を及ぼさないものとする。

2 乙は、甲に対し、業務委託員に関し、甲の所有又は占有にかかる建築物、設備、装置、通路等乙が使用を許されているものについて安全又は衛生上の責任を負うとともに、危険・有害のおそれが発見されたときはその旨を直ちに甲に申し出るものとし、甲乙協議の上、甲又は乙が速やかに措置を行うこととする。

(仕様書等の疑義)

第4条 乙は、仕様書等に疑義がある場合は、速やかに甲に説明を求めるものとする。

2 乙は、前項の説明に従ったことを理由として、本契約に定める義務の履行の責を免れない。ただし、乙がその説明の不適當なことを知って、速やかに甲に異議を申し立てたにもかかわらず、甲が当該説明によることを求めたときは、この限りでない。

(委託期間等)

第5条 当該業務の委託期間及び履行期限は、次のとおりとする。

委託期間：令和8年4月1日から令和13年3月31日まで

履行期限：仕様書等のおり

(情報の取得)

第6条 乙は、当該業務の遂行上、組織的に用いるものとして作成又は取得した文書等について、甲から要求があった場合については、速やかに提出するものとする。ただし、やむを得ない事情により、乙が作成又は取得した文書等の全部又は一部について、甲に提出できないことを協議し、承認を得た場合については、この限りではない。

(秘密の保持等)

第7条 乙は、本契約の履行において知り得た秘密を、他に漏らし又は目的外に使用してはならない。

2 乙は、業務委託員と、個人情報や機密情報等の漏えい及び目的外利用を禁じた守秘義務契約を締結する（契約終了後及び退職後においても有効であることを明記しなければならない。）とともに、秘密の保持等のための管理体制を整備するものとする。

3 乙は、不正の利益を得る目的、又は甲若しくは乙に損害を与える目的を持って第1項の規定に違反した者について、就業規則等に従い厳正な処分を行い、その内容を甲に報告しなければならない。

(委託内容)

第8条 乙の事業範囲は以下のとおりであり、乙は、この事業範囲を証するものとし

て許可証の写しを甲に提出し、本契約書に添付する。なお、許可事項に変更があったときは、乙は速やかにその旨を甲に通知するとともに、変更後の許可証の写しを甲に提出し、本契約書に添付する。

◎処分に関する事業範囲

[産廃]

許可都道府県・政令市	〇〇県	許可都道府県・政令市	〇〇県
許可の有効期限	令和〇〇年〇〇月〇〇日	許可の有効期限	令和〇〇年〇〇月〇〇日
事業区分		事業区分	
産業廃棄物の種類		産業廃棄物の種類	
許可の条件		許可の条件	
許可番号		許可番号	

- 2 甲が、乙に当該業務を委託する産業廃棄物の種類、数量は、次のとおりとする。ただし、輸入廃棄物はない。

種類	廃プラスチック類 金属くず ガラスくず
数量	仕様書等のおり

- 3 乙は、甲から委託された前項の産業廃棄物（以下「産業廃棄物」という。）を、次の事業場において処分する。

事業場の名称	
所在地	
処分方法	
施設の処理能力	

- 4 甲から、乙に委託された産業廃棄物の最終処分（予定）を次のとおりとする。

事業場の名称	
所在地	
処分方法	
施設の処理能力	

- 5 産業廃棄物について、第3項に規定する事業場への搬入は、次の収集・運搬業者が行う。

事業所名称			
住所			
許可都道府県・政令市	〇〇県	許可都道府県・政令市	〇〇県
許可の有効期限	令和〇〇年〇〇月〇〇日	許可の有効期限	令和〇〇年〇〇月〇〇日
事業範囲		事業範囲	
許可の条件		許可の条件	
許可番号		許可番号	

(適正処理に必要な情報の提供)

第9条 甲は、産業廃棄物の適正な処理のために必要な以下の情報を、あらかじめ書面をもって乙に提供しなければならない。その際、以下の情報を具体化した「廃棄物データシート」（環境省の「廃棄物情報の提供に関するガイドライン（第2版）」（平成25年6月）（以下「ガイドライン」という。）を参照）の項目を参考に書面の作成を行うものとする。

- (1) 産業廃棄物の発生工程： _____ 不要物品 _____
 (2) 産業廃棄物の性状及び荷姿： _____ 固形：バラ _____

- (3) 腐敗、揮発等性状の変化に関する事項：該当なし
- (4) 混合等により生ずる支障：該当なし
- (5) 日本産業規格C0950号に規定する含有マークが付された廃製品の場合には、含有マーク表示に関する事項：該当なし
- (6) 石綿含有産業廃棄物が含まれる場合は、その事項：該当なし
- (7) その他取扱いの注意事項：該当なし
- 2 甲は、委託期間中、適正な処理及び事故防止並びに処理費用等の観点から、委託する産業廃棄物の性状等の変更があった場合は、乙に対し速やかに書面をもってその変更の内容及び程度の情報を通知する。なお、情報の通知を要する変更の範囲については、甲と乙とであらかじめ協議の上定めることとする。
- 3 甲は、委託する産業廃棄物の性状が第1項の書面の情報のとおりであることを確認し、乙に引き渡す容器等に表示する（ガイドラインの「容器貼付用ラベル」を参照）。
- 4 甲は、委託する産業廃棄物にかかる廃棄物処理法第12条の3に規定する産業廃棄物管理票（以下「マニフェスト」という。）の記載事項は正確に漏れなく記載することとし、虚偽又は記載漏れがある場合は、乙は、委託物の引取りを一時停止してマニフェストの記載修正を甲に求め、修正内容を確認の上、委託物を引き取ることとする。
- 5 甲は、次の産業廃棄物について、委託期間内に以下に定めるとおり、公的検査機関又は環境計量証明事業所において「産業廃棄物に含まれる金属等の検定方法」（昭和48年2月環境庁告示第13号）による試験を行い、分析証明書を乙に提示する。
産業廃棄物の種類：廃プラスチック類 カン ビン ペットボトル
提示する時期又は回数：必要に応じて

（甲乙の責任範囲）

- 第10条 乙は、甲から委託された産業廃棄物を、第8条第5項に規定する収集・運搬業者からの引渡しから、処分の完了まで、法令に基づき適正に処理しなければならない。
- 2 乙は、前項の業務の過程において法令に違反した業務を行い、又は過失によって甲若しくは第三者に対して損害を及ぼしたときは、乙においてその損害を賠償し、甲に負担させない。
- 3 第1項の業務の過程において乙が第三者に損害を及ぼした場合に、甲の指図又は甲の委託の仕方（甲の委託した産業廃棄物の種類若しくは性状等による原因を含む。）に原因があるときは、甲において賠償し、乙に負担させない。
- 4 第1項の業務の過程において乙に損害が発生した場合に、甲の指図又は甲の委託の仕方（甲の委託した産業廃棄物の種類若しくは性状等による原因を含む。）に原因があるときは、甲が乙にその損害を賠償する。

（再委託の禁止）

- 第11条 乙は、当該業務を第三者（会社法（平成17年法律第86号）第2条第3号に規定する子会社を含む。以下同じ。）に委託してはならない。

（報告）

- 第12条 乙は、仕様書等に定める業務を実施した場合には、月ごとに当該処理月分にかかる仕様書等に示す業務実施報告書（以下「報告書」という。）を作成し、甲

に提出するものとする。

(検査)

第13条 乙は、報告書の内容について、甲が甲の職員の中から指定する検査職員（以下「検査職員」という。）の検査を受けなければならない。

2 検査職員は、報告書を受領した日から起算して10日以内（10日目が甲の不就業日に該当する場合はその翌就業日まで）に検査を行い、合格又は不合格を判定するものとする。

3 乙は、第1項の検査に合格したときをもって当該月にかかる業務を完了したものとする。

(監督)

第14条 甲は、本契約の履行に関し、乙に業務遂行上の不適切な行為がある場合には、甲が甲の職員の中から指定する監督職員（以下「監督職員」という。）に乙の業務を監督させ、必要な指示を行わせることができる。

2 前項の場合、乙は、監督職員の監督又は指示に従わなければならない。

(調査等)

第15条 甲は、乙に対し、随時に本契約に関する資料の提出又は必要な報告を求めることができるものとする。

2 甲又は監督職員は、乙の事務所又は作業場所に立ち入り、当該業務の実施状況について随時に調査を行うこととし、乙に必要な報告を求めることができるものとする。

3 前項の場合、甲又は監督職員は、乙に対して業務遂行上必要な指導を行うことができるものとする。

4 第2項の調査において、仕様書等に定める事項に違反する事象が判明した場合、甲は、乙に対して、業務の停止を指示できるものとし、乙は異議を申し立てることができない。

5 前項の規定は、次条第1項の監査について準用する。

6 甲は、国の甲に対する検査・監督上の要請に対応するため、必要に応じて、乙に対し委託業務に関する資料の提出その他の必要な調査等について協力を求めることができる。

(監査)

第16条 乙は、当該業務の実施状況について、甲から外部専門家による監査も含めた監査の実施に関し協力の求めがあった場合においては、これに協力するものとする。

2 前項の場合において、甲又は甲から監査に関し委託を受けた外部専門家が乙の作業場所に立ち入る際は、事前に通知を行うこととし、原則として乙は立ち会うものとする。ただし、甲が通知を不要と判断する場合には、事前に通知することなく立入検査を実施することができるものとする。

3 前2項に定めるもののほか、監査の実施に関する必要な事項は、甲乙協議の上決定するものとする。

(事故報告等)

第17条 乙は、当該業務の実施に際し、次の各号の一に該当するときは、直ちに必要な応急的措置を講じるとともに、監督職員に報告し、その指示を受けなければならない。

- (1) 情報セキュリティインシデントが発生したとき。
- (2) 個人情報や機密情報の漏えい又は漏えいが疑われる事象等が発生したとき。
- (3) 前2号に掲げる場合のほか、事故が発生したとき。

2 乙は、前項の報告をした後、速やかに事故内容等の詳細を文書により監督職員に報告しなければならない。

3 乙は、当該業務の実施に際し、仕様書等に定める事項に違反する若しくは違反すると疑われる事象に関する情報、又は法令違反通報、内部通報若しくは外部からの指摘（報道を含む。）等の情報を把握したときは、直ちにその把握した情報の詳細について文書により監督職員に報告しなければならない。この場合、報告を受けた監督職員は、必要に応じて指示を行うものとする。

4 乙は、公租公課を滞納した場合は、速やかにその事実を甲に報告しなければならない。

5 乙は、第1項又は第3項に規定する事故等が発生した場合に対応するための体制を整備しなければならない。

6 甲又は監督職員は、第1項又は第3項に規定する事故等が発生した場合、第15条による調査等及び前条による監査を行うことができる。

7 乙は、乙又はその役員若しくは使用人が、厚生労働省所管法令違反又は個人情報の保護に関する諸法令違反により監督官庁から行政処分を受け又は送検された場合は、速やかにその事実を甲に報告しなければならない。

8 乙は、情報セキュリティに関する第三者評価（プライバシーマーク、ISO/IEC 27001又はJIS Q 27001）の認証が取り消されたときは、速やかにその事実を甲に報告しなければならない。

(公益通報者の保護)

第18条 甲及び乙は、業務委託員が甲の職員、代理人その他の者について公益通報対象事実が生じ、又はまさに生じようとしている旨を、甲若しくは甲があらかじめ定めた者、当該公益通報対象事実について処分若しくは勧告等をする権限を有する行政機関又はその者に対し当該公益通報対象事実を通報することがその発生若しくはこれによる被害の拡大を防止するために必要であると認められる者に通報したことを理由として、甲においては本契約の解除、業務委託員の就業停止その他不利益な取扱いをしてはならず、乙においては当該業務委託員に対して解雇その他不利益な取扱いをしてはならない。

(対価の支払)

第19条 乙は、第13条第1項の検査に合格したときは、対価の支払を、甲の出納責任者（会計・資産管理部長）に月単位に請求することができる。ただし、対価の請求額については、次の各号により算出した額の合計額とする。

- (1) 各契約単価に第13条第1項の検査に合格した数量を乗じて算出した額を合計した額。ただし、算出した額に1円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てた額とする。
- (2) 前号の額に消費税法（昭和63年法律第108号）第28条第1項及び第29

条並びに地方税法（昭和25年法律第226号）第72条の82及び第72条の83の規定に基づく税率を乗じて得た額（以下「消費税等額」という。）。ただし、この場合、消費税等額に1円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てた額とする。

- 2 出納責任者は、乙の適法な支払請求書を受領したときは、その日から起算して30日以内に支払うものとする。
- 3 甲は、前項の規定にかかわらず、損害賠償、違約金その他金銭債権の保全又はその額の算定等の適正を図るため必要がある場合、その額が確定するまでの間、乙に対する支払を留保することができる。その場合、乙は、次条の支払遅延損害金を請求することができない。

（支払遅延損害金）

第20条 出納責任者の責に帰す理由により前条の約定期限内にし出納責任者が対価を支払わないときは、乙は、甲に対して、支払うべき対価金額に対する期限の翌日から支払済みまで政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条に基づき財務大臣が決定する率（年当たりの割合は、うるう年の日を含む期間についても、365日の割合とする。）を乗じて算出した遅延損害金（100円未満の端数があるとき、又は100円未満であるときは、その端数額又はその全額を切り捨てる。）の支払を請求することができる。ただし、約定期限内に支払をしないことが天災地変等やむを得ない理由による場合は、当該理由の継続する期間を、遅延損害金を支払う日数から減ずるものとする。

（権利義務の譲渡等）

第21条 乙は、甲の承諾を得た場合を除き、本契約によって生ずる権利又は義務の全部若しくは一部を第三者に譲渡又は委任してはならない。ただし、信用保証協会、中小企業信用保険法施行令（昭和25年政令第350号）第1条の3に規定する金融機関、資産の流動化に関する法律（平成10年法律第105号）第2条第3項に規定する特定目的会社又は信託業法（平成16年法律第154号）第2条第2項に規定する信託会社に対し債権を譲渡する場合は、この限りでない。

- 2 乙が本契約の履行を完了する前に、前項ただし書に基づいて特定目的会社又は信託会社（以下「丙」という。）に債権の譲渡を行い、甲に対し、民法（明治29年法律第89号）第467条若しくは動産及び債権の譲渡の対抗要件に関する民法の特例等に関する法律（平成10年法律第104号）第4条第2項に規定する通知若しくは承諾の依頼を行い、又は乙が信託業法に規定する公告を行った場合にあっては、甲は次の各号に掲げる異議を留めるものとする。
 - (1) 甲は、乙に対して反対債権を有するときは、譲渡対象債権金額と相殺し、又は譲渡対象債権金額を軽減する権利を保留する。
 - (2) 丙は、譲渡対象債権を前項ただし書に掲げる者以外の者に譲渡し又はこれに質権を設定しその他債権の帰属並びに行使を害すべきことはできないこと。
 - (3) 甲は、債権譲渡後も、乙との協議のみにより、納入地の変更、契約金額の変更その他契約内容の変更を行うことがあり、この場合、丙は異議を申し立てないものとし、本契約の変更により、譲渡対象債権の内容に影響が及ぶ場合には、もっぱら乙と丙の間において解決されなければならない。

(履行不能等の通知)

第22条 乙は、理由の如何を問わず、履行期限までに本契約の履行を完了する見込みがなくなった場合、又は本契約の履行を完了することができなくなった場合は、直ちに甲にこの旨を書面により通知するものとする。

(甲の解除権)

第23条 甲は、自己の都合によって本契約の全部又は一部の解除を行う場合は、乙に対して30日前までに文書による予告を行うことにより本契約の全部又は一部を解除することができる。

2 甲は、乙による契約の履行が本契約の内容に適合しない場合において、第34条第1項に規定する履行の追完を請求し、その期限内に履行がないときは、その程度の如何にかかわらず本契約の全部又は一部を解除することができる。

3 甲は、乙が第29条第1項の規定に該当する場合を除き、次の各号の一に該当するときは、乙に対して何らの予告なしに直ちに本契約の全部又は一部を解除することができる。なお、本契約の全部又は一部が解除された場合において、乙は、甲又は甲の指定する者に対し当該業務の円滑な引継ぎをなし、業務処理の継続に支障がないよう協力する義務を負う。

- (1) 甲が事前に行う本契約の相手方として適当であるかを判断する審査において、偽りその他不正行為により本契約の相手方となったとき。
- (2) 第5条に規定する履行期限内に仕様書等に定める業務を完了しないとき。
- (3) 本契約の解除を請求し、その理由が正当なとき。
- (4) 乙の責に帰すべき理由により、本契約の全部若しくは一部を履行しないとき、又は履行する見込みがないと明らかに認められるとき。
- (5) 本契約の履行につき、不適切な行為があり、甲の業務に支障を及ぼすと認められるとき。
- (6) 本契約に基づく報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は監督、検査、調査等を不当に拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をしたとき。
- (7) 乙又は業務委託員が本契約に違反し、当該業務の実施に関して知り得た秘密を漏らし、又は盗用したとき。
- (8) 本契約又は仕様書等に定められた内容に違反したとき。
- (9) 公租公課を滞納し、納付する見込みがないと明らかに認められるとき。
- (10) 甲が乙の社会保険料について各月の納期内納入がされなかったことを確認したとき。
- (11) 手形交換所の取引停止処分があったとき。
- (12) 乙の財産上の信用にかかわる差押え、仮差押え若しくは仮処分を受けたとき、又は競売、強制執行、滞納処分等を受けたとき。
- (13) 破産、民事再生、会社更生等の申立てがあったとき。
- (14) 営業を廃止し、又は清算に入ったとき。
- (15) 監督官庁より営業停止又は営業免許若しくは営業登録の取消し等の処分を受けたとき。
- (16) 反社会的勢力と判明した場合又は取引がある場合。

なお、反社会的勢力とは、暴力団、国際犯罪組織、国際テロリスト等、その他次のいずれかに該当する者をいう。

ア 甲が提供するサービスを不正に利用し、又は不正な目的をもって利用する

者

イ 甲が提供するサービスの利用を通じて、社会的妥当性を欠く不当な要求をする者

ウ その他、社会的妥当性を欠く不当な要求をする者

- (17) 甲との取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いたとき。
- (18) 私的独占又は不当な取引制限行為をしたと疑うに足りる相当な理由があるとき。
- (19) 乙が本契約締結以前に甲に提出した、契約の資格要件に関する申立書に虚偽があったことが判明したとき。
- (20) 乙又はその役員若しくは使用人が、厚生労働省所管法令違反若しくは個人情報保護に関する諸法令違反により監督官庁から行政処分を受け若しくは送検されたとき、又はこれらの状況に至ったことを乙が甲に報告しなかったことが判明したとき。
- (21) 乙が情報セキュリティに関する第三者評価（プライバシーマーク、ISO/IEC 27001又はJISQ 27001）の認証を取り消されたとき又は認証を取り消されたことを乙が甲に報告しなかったことが判明したとき。
- (22) 甲と別に契約を締結している場合で、当該別契約に解除事由（乙の責に帰すべきものに限る。）が生じたとき。
- (23) 乙が前各号に定めるもののほか、民法第542条各項各号の一に該当したとき。

4 前2項の規定により、本契約の全部又は一部が解除された場合には、委託内容が既に履行されているとき、又は返還すべき成果物が既にその用に供せられているときであっても、甲は、これにより受けた利益を返還しないものとする。

（違約金）

第24条 前条第2項又は第3項の規定により本契約の全部又は一部が解除されたときには、違約金として、乙は各契約単価に予定数量を乗じて算出した額を合計した金額から第13条第1項の規定による検査が完了した数量に相当する金額を差し引いて得た金額の合計の額の100分の10に相当する金額（以下「違約金額」という。）を甲の指定する期限内に、甲に支払わなければならない。

- 2 乙は、契約の履行を理由として、前項の違約金を免れることができない。
- 3 第1項に規定する違約金額が、第27条第3項の甲に対する損害賠償額を下回る場合については、同項の甲に対する損害賠償額をもって違約金とする。

（乙の解除権）

第25条 乙は、甲がその責に帰すべき理由により本契約上の義務に違反した場合には、相当の期間を定めてその履行を催告し、その期間内に履行がないときは、本契約の全部又は一部を解除することができる。

- 2 前項の規定は、乙が乙に生じた損害につき、賠償を請求することを妨げない。

（契約解除時の取扱い）

第26条 甲又は乙が、第23条、前条第1項又は第29条第1項の規定により本契約を解除した場合に、本契約に基づいて第8条第5項に規定する収集・運搬業者から引渡しを受けた産業廃棄物のうち、当該業務が未だに完了していないものがあるときは、甲又は乙は、次の措置を講じなければならない。

(1) 第23条第1項により甲が解除した場合

乙は解除された後も、その産業廃棄物に対する本契約に基づく乙の当該業務を遂行する責任は免れないことを承知し、その産業廃棄物についての当該業務を自ら実行するか、又は甲の承諾を得た上、許可を有する別の業者に行わせなければならない。ただし、乙は、その負担した費用について、甲に対し請求することができる。

(2) 第23条第2項若しくは第3項又は第29条第1項により甲が解除した場合

ア 乙は解除された後も、その産業廃棄物に対する本契約に基づく乙の当該業務を遂行する責任は免れないことを承知し、その産業廃棄物についての当該業務を自ら実行するか、又は甲の承諾を得た上、許可を有する別の業者に自己の費用をもって行わせなければならない。

イ 乙が他の業者に当該業務を行わせる場合に、その業者に対する報酬を支払う資金がないときには、乙はその旨を甲に通知し、資金のないことを明確にしなければならない。

ウ イの場合、甲は、当該業者に対し、差し当たり、甲の費用負担をもって、乙のもとにある未処理の産業廃棄物について、当該業務を行わしめるものとし、その負担した費用について、乙に対して償還を請求することができる。

(3) 前条第1項により乙が解除した場合

乙は甲に対し、甲の義務違反による損害の賠償を請求するとともに、乙のもとにある未処理の産業廃棄物を甲の費用をもって引き取ることを要求し、又は乙自ら甲の事業場に運搬した上、甲に対し当該運搬の費用を請求することができる。

(損害賠償)

第27条 乙が本契約を誠実に履行する目的で業務に着手後、甲が乙に不利な時期に第23条第1項に基づき本契約の全部又は一部の解除をした場合は、乙は、甲に対し、その損害の賠償を請求することができる。

2 甲が前項の請求を受けたときは、甲乙協議により損害額の確認を行い、通常の損害に限り賠償することとする。ただし、乙の同意を得て解除した場合は、この限りでない。

3 第23条第2項又は第3項の規定により本契約の全部又は一部が解除された場合において、乙が甲に損害を与えたときは、乙は甲に対し通常の損害を賠償しなければならない。この損害額が第24条第1項の違約金額を下回る場合は、同違約金をもって損害賠償額とする。

4 甲及び乙は、本契約書又は仕様書等に掲げる事項を遵守せず、相手方に損害を与えた場合には、相手方に対し通常の損害に限り賠償しなければならない。

5 本契約において相手方に請求できる損害賠償の範囲には、天災地変その他の不可抗力により生じた損害、第三者の行為等相手方の責によらない事由によって生じた損害、自己の責に帰すべき事由により生じた損害及び逸失利益は含まれないものとする。

6 第15条第4項の規定により甲が当該業務の全部又は一部を停止した場合、乙は、これによって乙に生じた損害の賠償について、甲に請求することができない。同条第5項において準用する場合も同様とする。

(事情の変更)

第28条 甲及び乙は、本契約の締結後、天災地変、法令の制定又は改廃その他の著しい事情の変更により、本契約に定めるところが不当となったと認められる場合は、本契約に定めるところを変更するため、協議することができる。

- 2 甲は、市場価格の動向、技術革新等からみて本契約金額について変更の必要があると認める場合は、乙と協議することができる。
- 3 前項の規定により契約金額の変更に関して協議が行われる場合は、乙は、見積書等甲が必要とする書類を作成し、速やかに甲に提出するものとする。

(談合等の不正行為にかかる解除)

第29条 甲は、本契約に関して、次の各号の一に該当するときは、乙に対して何らの予告なしに直ちに本契約の全部又は一部を解除することができる。

- (1) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人(乙又は乙の代理人が法人の場合にあっては、その役員又は使用人。以下同じ。)に対し、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)第7条又は第8条の2(独占禁止法第8条第1号又は第2号に該当する行為の場合に限る。)の規定による排除措置命令を行ったとき、独占禁止法第7条の2第1項(独占禁止法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。)の規定による課徴金の納付命令を行ったとき、又は独占禁止法第7条の4第7項若しくは第7条の7第3項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。
- (2) 乙又は乙の代理人が刑法(明治40年法律第45号)第96条の6若しくは同法第198条又は独占禁止法第89条第1項の規定による刑の容疑により公訴を提起されたとき(乙の役員又はその使用人が当該公訴を提起されたときを含む。)
- 2 乙は、本契約に関して、乙又は乙の代理人が独占禁止法第7条の4第7項又は第7条の7第3項の規定による通知を受けた場合には、速やかに、当該通知文書の写しを甲に提出しなければならない。

(談合等の不正行為にかかる違約金等)

第30条 乙は、本契約に関し、次の各号の一に該当するときは、甲が本契約の全部又は一部を解除するか否かにかかわらず、甲の請求に基づき、違約金として、各契約単価に予定数量を乗じて算出した額を合計した金額の100分の10に相当する金額(以下「不正行為違約金」という。)を甲が指定する期日までに支払わなければならない。

- (1) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対し、独占禁止法第7条又は第8条の2(独占禁止法第8条第1号又は第2号に該当する行為の場合に限る。)の規定による排除措置命令を行ったとき。
- (2) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対し、独占禁止法第7条の2第1項(独占禁止法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。)の規定による課徴金の納付命令を行ったとき。
- (3) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対し、独占禁止法第7条の4第7項又は第7条の7第3項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。
- (4) 乙又は乙の代理人が刑法第96条の6若しくは同法第198条又は独占禁止法第89条第1項の規定による刑が確定したとき。
- 2 乙は、前項第4号に規定する場合に該当し、かつ、次の各号の一に該当するときは、前項に規定する不正行為違約金のほか、各契約単価に予定数量を乗じて算出し

た額を合計した金額の100分の5に相当する金額を違約金として甲が指定する期日までに支払わなければならない。

- (1) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対し、独占禁止法第7条の2第1項(独占禁止法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。)及び第7条の3第1項の規定による課徴金の納付命令を行ったとき。
 - (2) 当該刑の確定において、乙が違反行為の首謀者であることが明らかになったとき。
 - (3) 乙が甲に対し、独占禁止法等に抵触する行為を行っていない旨の誓約書を提出しているとき。
- 3 乙は、本契約の履行を理由として、前2項の違約金を免れることができない。
- 4 第1項及び第2項に規定する違約金の合計額(以下「不正行為にかかる違約金額」という。)が、次条第1項の甲に対する損害賠償額を下回る場合については、同項の甲に対する損害賠償額をもって違約金とする。

(談合等の不正行為にかかる損害賠償)

- 第31条 第29条第1項各号の一に該当した場合において、乙が甲に損害を与えたときは、乙は、甲に対して生じた損害を賠償しなければならない。
- 2 前項に規定する損害賠償額が不正行為にかかる違約金額を下回る場合については、不正行為にかかる違約金額をもって損害賠償額とする。

(談合等の不正行為にかかる違約金に関する遅延損害金)

- 第32条 乙が第30条に規定する違約金を甲の指定する期間内に支払わないときは、乙は、当該期間を経過した日から支払をする日までの日数に応じ、国の債権の管理等に関する法律施行令(昭和31年政令第337号)第29条に基づき財務大臣が定める率(年当たりの割合は、うるう年の日を含む期間についても、365日の割合とする。)を乗じて算出した金額(100円未満の端数があるとき、又は100円未満であるときは、その端数額又はその全額を切り捨てる。)を遅延損害金として甲に支払わなければならない。

(業務の処理責任)

- 第33条 乙の行う当該業務の処理に誤り若しくは不適切な点等があり、又は善良な管理者の注意を欠いたため、不完全な処理が行われた場合には、乙は甲に対し直ちに完全な履行となるよう追完を行い又は同時に損害の賠償の責に任ずる。ただし、甲の提供した部品、資材等に乙において発見することが困難な不良や欠陥等があった場合等乙の責に基づかない場合は、この限りではない。

(契約不適合責任)

- 第34条 甲は、乙の本契約の履行において、種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しないもの(以下「契約不適合」という。)であることを知ったときは、直ちに乙に期限を指定して、修補の要求又は代替物若しくは不足分の引渡しの要求による履行の追完を請求するとともに、損害賠償の請求をすることができ、乙は、甲が請求した方法に従いその履行を追完するものとする。
- 2 前項の場合において、甲が相当の期限を定めて履行の追完を催告し、その期間内に履行の追完がないときは、甲は対価の減額を請求することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、催告することなく、直ちに対価の減額を請求

することもできる。

- (1) 履行の追完が不能であるとき。
- (2) 乙が履行の追完を拒絶する意思を明確に示したとき。
- (3) 特定の日時又は期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、乙が履行の追完をしないでその時期を経過したとき。
- (4) 前3号に掲げる場合のほか、甲がこの項の規定による催告をしても履行の追完を受ける見込みがないことが明らかであるとき。

(契約不適合責任期間等)

第35条 甲は、乙の本契約の履行に契約不適合がある場合において、前条に規定する履行の追完の請求、損害賠償の請求又は対価の減額の請求をするときは、甲が契約不適合の事実を知った時から1年が経過する日までに乙に対して契約不適合である旨を通知しなければならない。ただし、契約不適合が乙の故意又は重過失により生じたものであるときは、この限りでない。

(損害賠償等にかかる調査)

第36条 甲は、本契約の履行について、その原価を確認する必要がある場合、又は本契約に基づいて生じた損害賠償、違約金その他金銭債権の保全若しくはその額の算定等の適正を図るため必要がある場合は、乙に対し、その業務若しくは資産の状況に関して質問し、帳簿書類その他の物件を調査し、参考となるべき報告若しくは資料の提出を求め、又は監督職員に乙の営業所、工場その他の関係場所に立ち入り、調査させることができる。

2 乙は、前項に規定する調査に協力するものとする。

(支払対価の相殺)

第37条 乙が甲に支払うべき金額があるときは、甲はいつでもこの金額と乙に支払う対価を相殺することができる。

(紛争又は疑義の解決方法)

第38条 本契約について、甲乙間に紛争又は疑義が生じた場合には、必要に応じて甲乙協議の上解決するものとする。

(裁判所管轄)

第39条 本契約に関する一切の紛争は、東京地方裁判所を第一審の専属合意裁判所として処理するものとする。

(存続条項)

第40条 本契約の効力が消滅した場合であっても、第7条、第17条第1項から第3項まで及び第6項、第18条、第20条、第23条第3項、第26条、第27条、第30条から前条まで並びに本条は、なお有効に存続するものとする。

上記の契約の締結を証するため、この証書2通を作成し、両者記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

令和 年 月 日

甲 東京都杉並区高井戸西3-5-24
日本年金機構 理事長代理人
会計・資産管理部長 岡部 太 印

乙 ○○県○○市○○
○○○○○○
[産業廃棄物処分業許可番号
○○○○ ○○ ○○ 印]